

厚岸町規則第7号

厚岸町中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月9日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町中小企業融資規則の一部を改正する規則

厚岸町中小企業融資規則（昭和48年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（貸付総額及び取扱金融機関）

第2条 金融機関が中小企業者等に貸し付ける貸付金は、総額を3億円とし、取扱金融機関を株式会社北洋銀行及び大地みらい信用金庫とする。

第3条第1号中「(昭和28年法律第181号)」を「(昭和24年法律第181号)」に改め、同条第2号中「保証協会」を「北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる公納金を完納していること。ただし、現に滞納がある場合であつてもその納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない。

- ア 町税
- イ 国民健康保険税
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ ごみ処理手数料
- カ 保育料
- キ 町営住宅使用料
- ク 水道料及び下水道使用料

ケ 公共下水道事業受益者負担金

第5条の表中「500万円」を「1,000万円」に、「5年以内」を「7年以内」に、「1,000万円」を「1,500万円」に、「7年以内」を「10年以内」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第9条中「とする」を「とすることができる」に改める。

第11条を次のように改める。

(保証料補助及び利子補給)

第11条 町長は、この規則に基づき融資を受けた債務者の負担に属する保証協会の保証料の全額を補助し、貸付利率のうち1.0%分を補給するものとする。ただし、遅延利子については、この限りでない。

2 前項の保証料補助金及び利子補給金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の申請書に関係書類を添えて、貸付決定後町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書を受理し、内容を審査の上、相当と認めた場合は、次の各号により交付するものとする。

(1) 保証料 全額を1月以内に交付する。

(2) 利子 借入初年度の4月から8月までに申請のあった分を9月末日に、9月から2月までに申請のあった分を3月末日に交付し、次年度以降償還終了までの年度は、3月から8月までの償還分を9月末日に、9月から2月までの償還分を3月末日に交付する。

第13条を第14条とする。

第12条中「その他必要事項を」の次に「別記様式第3号により」を加え、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(保証料補助金及び利子補給金の変更及び取消し)

第12条 町長は、保証料補助金及び利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれ

かに該当する場合、交付を変更又は取消し、保証料補助金及び利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 繰上返済の場合
- (2) 目的以外に使用した場合
- (3) 申請又は報告が規則に反すると町長が認めた場合

2 保証料補助金及び利子補給金の交付を受けた者は、申請内容に変更を生じたときは、別記様式第2号により速やかに町長に報告しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式第1号（第11条関係）

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住所
企業名
代表者



保証料補助金及び利子補給金申請書

厚岸町中小企業融資規則第11条の規定により保証料補助金及び利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 保証料補助金交付申請額 円（保証料率 %）
- 2 利子補給金交付申請額 円

金融機関名
口座番号 普通・当座

厚岸町中小企業融資証明書

融資金額	円	保証料額	円
契約年月日	年 月 日	償還期限	年 月 日
利子総額	円		

上記のとおり貸付決定したことを証明します。

年 月 日

金融機関名

㊟

保証料支払 確認月日	㊟
---------------	---

〔注〕添付書類

- 1 機械等の代金を支払った領収書の写し（設備資金のみ）
- 2 機械等を取得又は改良した状況写真（設備資金のみ）
- 3 償還期毎の利子支払内訳を明らかにする書類（利子補給金1%分を含む）
- 4 その他町長が必要と認める書類

別記様式第1号の次に次の2様式を加える。

別記様式第2号（第12条関係）

変 更 報 告 書

年 月 日

厚岸町長 様

住 所

企業名
代表者

㊟

次のとおり変更がありましたので、厚岸町中小企業融資規則第12条の規定により報告します。

記

1 変更の内容

〔注〕添付書類

- 1 保証料及び利子が変わる場合は、変更後の保証料及び利子支払内訳を明

- らかにする書類
- 2 その他町長が必要と認める書類

別記様式第3号（第13条関係）

厚岸町中小企業融資状況報告書

年 月 日

年 月分

厚岸町長 様

金融機関名



1 融資状況

企業名	用途	貸付額	返済方法	貸付年月日 返済年月日	保証料額	保証料率	摘要

2 貸付残額・件数

用途	貸付残額	件数	摘要
設備			
運転			

3 繰上償還

企業名	繰上償還日	保証料返戻の有無	返戻保証料	当初融資日	貸付額

		利子返戻の有無	返戻利子額	償還期日	

※償還期日前に繰上償還された場合は、上記にその内容を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の厚岸町中小企業融資規則の規定により融資を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に受理しているこの規則の改正前の様式による申請書は、この規則による改正後の様式の申請書とみなす。